

南丹市地域自立支援協議会

議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和5年度第1回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和5年6月5日（月）

2. 開催年月日 令和5年7月26日（水）午後2時～4時10分

3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 3階301会議室

4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 18名

(2) 出席者数 13名

(3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長	○	
副会長	中井 和夫	南丹市身体障害者福祉会副会長	○	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	○	
委員	小畑 正彦	南丹市民生児童委員協議会幹事	○	
委員	新井 智仁	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	×	
委員	小林 義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	木戸 吉行	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表	×	
委員	高向 一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	×	
委員	中村 拳	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 放課後等デイサービス ひまわりくらぶ 児童発達支援管理責任者	×	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	○	
委員	勝山 貴至	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	荒樋 修生	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	○	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター長	○	
委員	由良 知子	京都府立丹波支援学校長	○	
委員	山内 晴貴	京都中部総合医療センター事務局長	×	
委員	保城 幹雄	京都府南丹保健所福祉所長	○	
委員	高橋 正明	花ノ木医療福祉センター 地域支援課相談係相談支援専門員	○	
委員	青山 直子	障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員	○	
合計	18名		13名	

5. 傍聴者数 0名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまより、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただき、南丹市福祉保健部社会福祉課長の奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、岩内会長よりごあいさつをいただきます。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>先週は梅雨明けにもなりまして、夏を迎えたように感じています。そんな中、祇園祭りも4年ぶりの通常開催となり、それを取り上げた報道など行われています。満面の笑顔が画面に映ることもあり、嬉しい気持ちになっているところです。マスクのない生活が当たり前になりつつある中、もう1つ嬉しいと感じることがありまして、我が家は犬を飼っているのですが、散歩の際に最近、笑顔で挨拶してくれる方が増えてきました。中には、久しぶりに話しかけてくださる方もいて、話すことから始まる共生のまちを感じている所です。その一方で、コロナに感染された方が今もいらっしゃる状況で、マスク無しの生活に慣れてきている中ではありますが、適度な感染対策を取りながら生活していくことも重要であると感じます。</p> <p>本日の協議会は、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に係る骨子案等について協議していければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>本日の協議会にあたりましては、新井委員、木戸委員、高向委員、中村委員、山内委員の5名の方から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>次に、会議の成立についてご報告申し上げます。委員数18名のうち本会議の出席委員数は13名です。よって、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、所属組織内での人事異動により、今年度から交代された委員の方をご紹介させていただきます。京都府立丹波支援学校長の由良知子委員でございます。</p> <p>委嘱状については、大変失礼ながら、机の上に置かせていただいておりますので、ご了承願います。</p> <p>昨年度よりお世話になっております委員の皆さま、そして新しい委員の方におかれましても、大変お世話になります。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。南丹市福祉保健部長の矢田部長、社会福祉課の田中課長補佐、社会福祉課障害者福祉係の川口係長でございます。また、前回と同様に、昨年度より計画策定業務を委託しております、株式</p>

	<p>会社ぎょうせいの吉川研究員にもご出席いただいております。</p> <p>次に、本日の配布資料についてご確認をお願いします。まず、次第と委員名簿、そして、南丹市地域自立支援協議会条例の抜粋資料です。次に、資料①諮問書の写し、資料②令和4年度 南丹市障害者基幹相談支援センター活動報告、資料③令和5年度 障害者就労施設等からの物品等の調達方針、資料④-1 南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定 骨子（案）、資料④-2 南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）、資料④-3 南丹市障害者計画における各施策の評価 とりまとめ、資料④-4 南丹市障害者計画（平成30年度～令和5年度）施策シート、資料④-5 障害福祉計画・障害児福祉計画における成果目標の達成状況、資料⑤地域共生社会の実現に向けた取組の推進に関する南丹市の現状、資料⑥南丹市/7期障害 アンケート調査結果 南丹市災害時要配慮者支援台帳の認知度と登録意向の状況について、資料⑦南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る今後のスケジュールについてとなっております。また、パンフレット「つむぐ」、令和5年度障がい者福祉のあんない版、令和5年度当事者団体加入のすすめについても配付させていただいております。たくさんの資料となり恐縮でございますが、不足等ありましたらお声かけいただければと思います。</p> <p>今年度は、平成30年3月に策定しました「障害者計画」及び令和3年3月に策定しました「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の最終年度に当たります。南丹市地域自立支援協議会条例第2条第1項第5号の規定に基づき、南丹市長より岩内会長に「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定の諮問を行わせていただきます。</p> <p>本日は、南丹市長が他の公務のため、矢田部長より岩内会長に諮問書をお渡しします。岩内会長、矢田部長、前の方へ移動をお願いいたします。委員の皆様には、資料①として諮問書の写しを配布しています。</p>
<p>市長（部長代読）</p>	<p>【諮問書について読み上げ】</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。矢田部長においては、別の公務が入っており、途中ではございますが、ここで退室させていただきます。</p> <p>南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けて、委員の皆様には大変お世話になりますが、よろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、岩内会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、次第に基づき、それぞれの議題について進めていきます。報告事項（1）令和4年度 南丹市障害者基幹相談支援センター活動報告について、基幹相談支援センターに説明を求めます。</p>
<p>基幹相談</p>	<p>南丹市障害者基幹相談支援センター相談員の青山と申します。令和4年度の活</p>

支援センター	<p>動報告をさせていただきます。資料②をご覧ください。</p> <p>まず職員体制ですが、令和3年度は3名体制、昨年度から2名体制となっております。次に受付件数ですが、新規相談の受付は33件で、そのうち4名の方が障害児でした。人数としては、前年度より若干減少している状況です。障害種別件数については表の通りです。精神の方の相談が少し多い状況です。相談経路については、本人・ご家族からだけでなく、関係機関からの相談もあります。また、障害に起因した相談だけではなく、生活困窮等の障害福祉分野だけでは解決できない課題を抱える方もおられ、複雑化している印象です。</p> <p>続きまして、転帰ですけれども、単発で終結となったケースや、関係機関と連携をしながら継続して関わっているケースもある状況です。継続相談支援件数については、昨年度から引き続き支援を継続しているケースや、年齢的に児童から成人となって移行された方もおられます。昨年度末時点で、次年度への継続件数は52件、関係機関への引き継ぎ等を行い終結としたケースは21件となっています。また、過去に相談をいただいたケースで、支援させていただく中で必要に応じて関係機関等の介入を行うなどして一旦終結とさせていただいた後に、再相談として上がってくるケースもありました。家族関係や状況の変化、問題・課題の複雑化といったことが、要因としては考えられると思います。</p> <p>続きまして、権利擁護に関して、虐待相談は0件でした。前年度から継続件数が1件ありましたが、こちらも終結となりましたので、今年度への継続はありません。成年後見制度利用促進支援に関しては、相談件数は4件でした。内容としましては、1人暮らしに向けて契約が不安であるとか、今まで家計管理をしてくれていた家族がいなくなった、高齢になられたなどで相談をいただいています。相談対応の中で、制度についての説明の実施、本人や家族への意向確認、必要に応じて社協さんや成年後見センターなどへの連携を行っております。中には、ご本人は拒否をされているけれども、親族や関係者は制度が必要だと考えておられるケースもあり、関係機関と足並みを揃えてやっていければと考えております。</p> <p>会議や研修会などの実施については、相談支援事業所会議を2か月に1回実施しております。参加されている事業所の中には、相談支援専門員の配置が複数の事業所もあれば、1名配置の事業所もある状況です。また、相談支援専門員は単独でケースに関わることがほとんどであるため、周りの支援や関係者との連携といったチーム作りが重要と考えています。昨年度は講師をお招きし、「気持ちの良い連携」について講義いただき、研修させていただきました。また、相談支援のフォローアップ研修も年に1回実施しております。顔の見える関係から地域で支えるという体制作りを目指したいと考えております。障害者支援ネットワーク会議については、旧4町ごとに2か月に1回を実施しております。それぞれの地域で、各機関、多職種で課題を出し合うことによって地域の状況を把握し、地域の特徴から出てくる課題や地域によらない課題などについて協議、検討をさせていただいております。全国的なものだとは思いますが、地域によっては社会資</p>
--------	---

源や交通の便が無く、買い物をする場所もなくなってしまったり、サービスを使いたくても資源が無いといった話も出ております。障害による課題だけではなく、生活困窮に起因するもの、当事者だけでなく家族などの課題が影響する課題もあり、色々なアプローチが必要な場合もあります。また、これも全国的な話だとは思いますが、高齢化について、先日、ある地域のネットワーク会議で出た言葉で印象に残っているのが、「今まで地域で支える側であった人たちに、支援が必要になってきている」という言葉がありました。次世代の担い手が少ない、いないという話にも繋がるところだと思います。コロナ以前は社会交流の促進を求める流れがありましたが、コロナの影響によりそういう機会や場面を減らす方針が取られ、交流が減ってしまっています。地域のつながりなど、失われたものを再構築することは、困難を伴うこともあるだろうと感じる中で、地域の課題や実情に合わせた関わりの方法などを考えていく必要があると考えます。障害分野だけでは課題解決へのアプローチが困難な課題や、障害のあるなしに関わらず、その地域に住む住民全体の課題となり得ることも考えられます。色々な分野から共通の課題への考察やアプローチができる場としての会議であると捉えております。

進路関係については、支援学校との連携が2校ありました。南丹市から他市町の支援学校に通っている生徒さんについての相談もお受けさせていただいております。また、一般校からの進路に向けての相談、連携のお話もいただいております。数の報告については、以上となります。

少しお時間をいただきまして、相談支援センターとしてお話させていただきたいと思います。まず、圏域の取り組みへの参加、関係機関との連携、研修会等への参加をする中で、関係機関との連携が必要であると考えます。例えば、高齢分野については、障害を持っている方も高齢化しますので、ライフステージが変化しても支援を続けていくことが必要であり、個人に焦点を当てた支援が必要だと思いますので、連携を今後も続けていきたいと思っております。また、教育分野との連携については、支援学校だけではなく、普通校からの相談、連携の機会もいただいております。進路だけではなく、学校卒業後の支援、家族のあり方などについても投げかけをさせていただければと思っております。生活困窮については、身近に感じやすい「お金」が介入のきっかけになることもありますので、アプローチの時期や方法など考えていければと思います。

相談支援としてケースに関わる中で、立ち位置の違う関係機関との連携を行う場合があります。正解は1つではないので、違った視点からのご意見を聞くことによって、新たな気づきを得ることもできる一方で、関係性の構築がうまくいかないと感じる時があることも事実です。研修などを生かして、ネットワーク構築のための関係作りを行っていききたいと思っております。

やはり、本人の生活や人生の場は社会であり、地域であると思っております。地域住民の声から課題に対する手段を考えられたというお話も伺っています。南丹市においても課題に対して、地域に合わせたアプローチが必要だと感じており、ライ

	<p>フステージを意識した支援の必要性を感じております。生きていくということは、経験の積み重ねであると考え、それぞれのステージで経験値を積んで次のステージに繋げていくための支援が必要かと思っております。家庭、学校、地域で、色々な経験を積んで長い人生の土台や土壌を作っていただけたらと思っております。</p> <p>先日もニュースで拝見しましたが、福祉分野全体の人材不足、支援者の高齢化も課題と思っております。ヘルパーの平均年齢が54歳を超えているという報道も見られ、先日の会議でも、ヘルパーが高齢化され、身体介護が難しくなる、提供できる支援の幅が狭くなる、必要なサポートが届かなくなるというお話も伺っております。また、1人にかかる負担が大きくなることで、離職につながる場合もあるかと思っております。私たちの仕事は、形のない、答えがなかなか出ないことに取り組む部分が大きいです。その中で、どのようにモチベーションを保つか、そのことについて考えておられる事業者もおられます。相談支援のスキルアップももちろん、お互いの相互作用によって福祉全体がまとまって、より良い支援体制や地域づくりを構築していきたいと思っております。</p>
会長	<p>今の事務局の説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、続いて、報告事項(2)令和5年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項の(2)令和5年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針について、ご説明いたします。資料③をご覧ください。この方針は、3の適用範囲に記載がありますように、市役所の調達に適用するもので、優先調達法に基づき、就労継続支援・生活介護事業所などに優先発注するよう定めたものです。裏面の6の調達目標で、今年度についても令和4年度の実績を2%上回ることを目標としております。各事業所によって令和4年度実績額の増減は異なりますが、全体を通しては前年度より20.17%増の8,651,735円と大幅の増額となり、今年度の目標実績を8,824,769円と定めております。</p> <p>なお、令和4年度の実績額が3年度を大きく上回った要因としては、印刷業務の調達が前年よりも多かったこと、そして八木駅周辺の清掃業務について新規の受託をいただいたことによるものでした。</p> <p>また、市役所庁内システムでは、各就労施設での請負単価について、全職員が閲覧できるようになっており、地元企業への配慮をしながらも、簡易な事務作業等については各事業所に外注する仕組みを導入しており、今年度においても優先調達方針に沿って実施していきたいと思っております。</p> <p>資料には掲載しておりませんが、優先調達の例としまして、物品では米寿記念品で、さをり織りティッシュケースやペンケース、役務ではチラシ・封筒などの印刷業務や、施設・駅などの清掃業務を請け負っていただきました。</p> <p>以上、優先調達方針のご報告といたします。</p>
会長	<p>事務局の説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、続いて、協議事項(1)障害者計画・第7期障害福祉計</p>

	画・第3期障害児福祉計画策定に係る骨子案について、事務局に説明を求めます。
事務局	<p>協議事項(1)のご説明に入らせていただく前に、2点ほど報告させていただきます。資料⑦をご覧ください。計画策定に向けた今後のスケジュールをご確認いただきたいと思います。令和5年度に入り、昨年度までの施策やサービス提供の実績などを調査してまいりました。また、市役所内で施策に係る庁内への照会を行いまして、素案の作成に向けて準備を進めているところです。本日第1回目の協議会では骨子案についての協議、第2回目は10月に予定しており、素案についての協議、そこでいただいたご意見を素案に反映させまして、12月の協議会で改めて素案について報告させていただきます、1月に実施するパブリックコメントが終了しましたら、それらの結果を反映したものを最終報告として、3月の協議会で皆様に報告させていただきます。以上が、計画策定に向けた今後のスケジュールとなりまして、協議会としては年4回の開催を予定しております。委員の皆様にはご負担をおかけすることになりますがよろしくお願いたします。</p> <p>次に、資料⑥「アンケート調査結果 南丹市災害時要配慮者支援台帳の認知度と登録意向の状況について」をご覧ください。前回の協議会でアンケート調査結果の報告をさせていただいた中で、南丹市災害時要配慮者支援台帳の認知度の項目がございました。その際の調査結果としてお出ししていた対象者は、アンケートを行った対象者全員に対する結果でありました。しかしながら、実際この制度の対象者は、障害者手帳所持者の方全員ではないことから、制度の対象とならない方を含めた数値としてあがっております。全体の把握としては、その数値も必要であり、間違いではないのですが、実際制度の対象となる方のみについて、さらに精査した認知度を把握すべきではないか、とのご意見をいただきましたことから、(株)ぎょうせいで改めて対象者に対する認知度を精査いただきましたので、ご報告いたします。</p> <p>要配慮者支援台帳について、改めてご説明しますが、これは在宅の方を対象として、災害時に自力で避難することに不安のある方が、必要な支援を迅速に受けられるようにするため、要配慮者の情報を事前に把握し、関係機関と市で共有する登録制度のことを言います。アンケートに回答いただいた方全員の結果としては、認知度について、「全く知らない」が53.9%、「聞いたことはある」が15.6%となり、認知度は決して高いとは言い難い状況であることが伺えました。そして、実際この台帳制度の対象者が、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、人工透析を受けている方などが原則となりますので、回答いただいた方の障害種別ごとの結果をこちらでお示ししております。</p> <p>身体障害の方では、「全く知らない」が39.7%、「聞いたことはある」が20.7%となり、療育手帳Aの方では、「全く知らない」が19.0%、「聞いたことはある」が14.3%、精神手帳1級の方については、回答者が2名と少ない中ではありますが、2名とも「全く知らない」という結果となりました。また、人工透析を受けている方は、「全く知らない」が35.7%、「聞いたことはある」が28.6%となっており、やはり今後も認知度をあげていく必要性を感じております。このアンケートにより支援台帳制度について認識された方の登録意向についても、下の図のとおりおられますので、こ</p>

の制度の所管課である福祉相談課を中心に、さらに制度周知が図れるよう連携をとってまいりたいと思います。

以上、前回協議会の補足としてご説明させていただきました。

それでは、協議事項(1) 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る骨子案について、ご説明させていただきます。

お手元に資料④-1から④-5、そして資料⑤を配布しておりますが、④-2、④-3、④-5については、事前に委員の皆様へ送付させていただきました。たくさんの資料を短期間に見ていただくことになり、大変申し訳なく思っております。また、資料④-1の計画骨子案、④-4 障害者計画の施策シート、そして資料⑤地域共生社会の実現に向けた取組の推進に関する南丹市の現状については、本日初めての配布資料となっております。

では、資料④-2「南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」7/26時点(案)をご覧ください。表紙の次のページに目次とありまして、現時点では、第1章で計画の基本的な考え方として、策定の趣旨や期間、策定体制などを示しております。第2章では、南丹市の障害のある人を取り巻く状況とし、手帳の所持状況の推移や昨年度実施しましたアンケート調査を取りまとめた概要を掲載しております。そして、第3章では、計画の基本方針として、基本理念や基本的視点、基本目標を定め、第4章では、3章で定めた基本目標のために実施する基本施策を定め、第5章では、南丹市が提供する福祉サービス量のこれまでの実績数値、及び令和6年度以降の目標とする数値を盛り込ませていただく、そのような構成を予定しております。

6ページから12ページを簡単にご説明しますと、南丹市の総人口は3年前の令和元年度末より1,000人ほど減少しており、65歳以上の構成割合が若干上昇しています。身体障害の方の数も減少傾向にあり、年齢構成比では70歳以上の方が73.5%にも上っております。一方で、知的障害の方と精神障害の方は年々増加傾向にありまして、身体障害の方に比べると年齢構成は若い方が多い比率となっていることが伺えます。

13ページ22ページまでは、前回の協議会でご報告しましたアンケート調査の概要をまとめております。特に、19ページの下段の(5)市民アンケート調査から見た計画策定に向けた課題、そして22ページ下段の(4)関係団体等アンケート調査からみた課題は、後ほどご説明する骨子案にも記載しておりますが、次期計画を検討する上での基礎資料として、重要な項目となります。

続きまして、23ページをご覧ください。平成24年度の計画策定時より、これまでの基本理念を踏襲し、次期計画においては、下のA案とB案をご提示させていただき、後ほど委員の皆様からも、参考にご意見をいただきたいと思っております。

次の24ページでは、計画の基本的視点としまして、国の基本指針を取り入れつつ、南丹市として計画を推進するための視点を整理させていただきました。

そして、25ページの基本目標、施策体系、施策内容、そして26ページの成果目標

及び数値目標については、本日資料④-1でお示ししている骨子案に基づいて、委員の皆さまからご意見をいただき、市役所内で実施しました次年度以降の施策の照会結果とあわせて検討し、次回の協議会において改めてお諮りする予定であります。

続きまして、資料④-3と④-4をご覧ください。

資料④-4では、計画の基本目標に基づく南丹市の69の施策について、市役所内で令和4年度の実施状況を照会し、担当部署ごとに実施できたかの評価を行ったものをまとめております。今回委員の皆様へ事前送付しました資料④-3は、この資料④-4の施策において、計画通りに実施できなかった項目、あるいは一部、実施した項目に絞って抜粋した資料となります。資料④-3の1ページ下段ですが、計画全体として、「計画通りに実施した」が80.6%、「一部、実施した」が11.9%、「実施していない」が7.5%となっています。

基本目標ごとにもご覧いただきたいのですが、2ページ上段の基本目標1「ともに育ち、ともに学ぶために」に関しては、すべての施策で「計画通りに実施した」との評価となりました。下段の基本目標2「働く場や生きがいの創出のために」では、雇用・就労の支援として、「障害者雇用の理解と啓発」、次ページの「職親制度の普及・啓発」、職場への定着支援において、一部の実施であったり、あるいは実施できていない状況でした。

また、関係機関の連携と多様な就労機会の創出として、ハローワークとの連携や、教育・福祉との連携体制が十分ではなかったという状況でした。

下段の基本目標3「すこやかなくらしのために」では、保健・医療サービスの充実において、リハビリテーション体制の充実が「一部、実施した」、4ページ上段の基本目標4「自立した生活をおくるために」では、情報提供体制の整備が「一部、実施した」の評価、下段の基本目標5「安全で快適なくらしのために」では、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備、そして道路・交通安全施設の整備が「一部、実施した」となっており、また、公営住宅におけるバリアフリー化は「実施していない」でした。防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくりでは、地域における交流と周知、そして南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進が実施が十分でない状況でした。

5ページ下段の基本目標6「共感しあえる地域づくりのために」では、NPO・ボランティア団体等の育成・支援が実施できていない状況でありました。

以上、施策については、実施ができていなかったり、十分でなかったものを中心に報告させていただきました。

続きまして、資料④-5をご覧ください。

こちらにも事前に配布しておりましたので、細かな報告は省略いたしますが、前回策定時の目標で達成できたこととして、地域生活支援拠点の整備をあげており、令和4年度に圏域で設置をいたしました。これは、障害者の重度化・高齢化などを見据えた、居住支援のための機能をもつ体制を言います。緊急時の迅速な相談支援の実施により、地域で生活する安心感を担保する、といった機能を備えるためであったり、また、体験する機会を提供することで、施設や親元からグループホーム、1人暮らしなど、

生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制の整備、いわゆる、障害のある方が地域での安心した生活を送るための支援をする体制が一定整った、ということです。今後も引き続き、運用状況の検証も十分に行うことを目標としていく予定です。

次に、3 ページでは、一般就労への移行に係る実績を記載しております。就労移行支援事業利用者の一般就労への移行が1名ありましたが、就労継続支援A型、そしてB型からの移行は実績がありませんでした。現実的には移行の難しさがあるものと伺えます。

続いて、4 ページ「障害児支援の提供体制の整備」ですが、児童発達支援センターの圏域での設置など、提供体制の目標は達成している結果となっております。

次の5 ページでは、「相談支援体制の充実・強化」として目標をあげておりましたが、南丹市は基幹相談支援センターを設置し、相談業務や地域の相談支援事業者の人材育成、地域の相談機関との連携強化も取組も目標値を上回った実績となっております。

6 ページ以降の活動指標の現状では、福祉サービスによっては、実績が見込みを大きく上回るものもありました。一方で、コロナ化ということもあり、社会参加の機会が減ったことで見込みを下回る事業もありましたが、必要なサービスは滞滞なく提供できるよう予算確保にも努め、支給決定に係る事務も利用者の負担が減るような配慮を行いながら提供することに努めてまいりましたし、それが実績にも反映されていると思っております。

ここで、同じ資料12 ページの訂正をいたします。下の⑤重度重複障害者等移動支援事業において、サービス名の右側に年度の記載があります。左から平成30年度、令和元年度、令和2年度とありますが、これを左から令和3年度、令和4年度、令和5年度と訂正させていただきます。

それでは、ただいまの説明を踏まえ、資料④-1の計画骨子案をご覧ください。

下段については、昨年度に実施しましたアンケートをまとめた中での課題を記載しております。また、上段の右には、基本指針見直しの主な事項としまして、国から出ました基本指針をあげておまして、こちらについては、(株)ぎょうせいの吉川研究員より説明をしていただきます。また、資料⑤の「地域共生社会の実現に向けた取組の推進に関する南丹市の現状」についてもご覧ください。

国の基本指針でもそうですが、本計画の上位計画である地域福祉計画においても、地域共生社会の実現に向けた取組をうたっております。時代の流れとともに社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきていることで、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかない恐れも考えられます。そのような背景の中、人と人とのつながりを再構築することで、孤立せず、課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や関係者で支え合い、地域を一緒につくっていくことのできる社会が求められています。ここでは、障害のある方を地域で支え合って支援していくための課題を、資料⑤において、図にイメージしてみましたので、こちらについても吉川研究員より併せて説明いたします。

<p>株ぎょう せい</p>	<p>骨子案の1ページ右上をご覧くださいと思います。ここには、国の方で出されました計画策定に係る基本指針の見直しに関する主な事項について書かせていただきました。今回の7期の計画を策定するにあたって見直された主な事項について、網羅的な説明はお時間的に難しいので、ピックアップ的にご説明させていただきます。</p> <p>まず①～③については、前回の計画より引き続きの項目となっております、継続とはなっているのですが、「地域生活支援拠点等の整備の努力義務化」等の取組が追加されている状況となっております。先ほど川口様の方から令和4年度から設置された、というようなお話もありましたが、南丹市においても、取り組まれている状況となっております。④⑤に関しましては、障害児、そして発達障害に関する指針となっております、障害児に対する支援に関しても今後取り組んでいくべき項目として挙げられています。また、⑥としては相談支援体制に関する項目で、国の方では「包括的な」相談といった言葉も使われておりまして、窓口の一本化でありますとか、なんでも相談できるような相談窓口の取り組みといったところが重要視されているところです。⑦に関しましては、虐待の防止というところで、先ほど相談支援として虐待の件数は0件というような報告もありましたが、虐待に向けた取り組みの重要性についても引き続き考えていく必要があるということで、明記されております。⑧の地域共生社会については、後ほど別の資料にてご説明させていただければと思います。⑨とそして⑥については、前回の第6期計画の時に基本指針に新たに盛り込まれた項目で、成果目標としても新たに加えられた経緯がございました。こちらについても引き続き取り組んでいく方針となっております。少し飛びまして⑫については、情報の取得利用、意思疎通といった項目が挙がっております。こちらについては、骨子案の左隣に記載のある法改正の部分に関連するもので、上から3つ目のダイヤモンドです。「情報アクセシビリティコミュニケーション政策推進法」について交付されたことを踏まえた指針への追加といたしまして、そういった部分への支援に関しましても、しっかりと取り組んでいくことが示されております。⑬については、難病患者への支援に関する項目となっております。難病患者は総合支援法に基づく支援の対象であるにも関わらず、そういった周知が行き届いていないという意見もあり、計画として、難病患者への支援についても明確に示していくことについて、指針として定められたところでもございました。ざっくりした説明で大変恐縮ですが、基本指針に記載のある項目について取り入れた計画策定を進めてまいります。</p> <p>あわせて資料⑤の「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進に関する南丹市現状」の資料についてもご覧くださいと思います。地域共生社会の実現に向けた重要な項目として6つの項目が挙げられており、それらについて南丹市の現状を整理させていただいた資料となっております。左上から医療・住まいの場・障害福祉・相談支援・助け合い支え合い・雇用就労という各項目について、それぞれ上から南丹市における資源、そしてアンケート結果、関連する国の指針について、記載させていただいております。そしてそれと一緒に、真ん中に書か</p>
--------------------	--

せていただいている「地域で暮らしていくために必要なこと」として、そこから線で繋がっている、各項目での必要なことを書かせていただいた資料となっております。

まず医療に関して必要なこととして、やはり適切な医療が受けられるように医療体制の整備を引き続き進めていくことが重要であると考えます。また、かかりつけ医に関して、知的障害者の方が少し、かかりつけ医がいる割合が低いということもあり、かかりつけ医を持つことの重要性に関する情報発信等も進めていくことが、大事な部分であるという風に考えられます。また、基本指針の中にもありますが、できるだけ地域で暮らしていくために、入院患者の退院支援等の地域での暮らしを支援していくことが重要視されているところがございます。住まいの場に関しまして必要なところは、地域で暮らしていくための住まいの場として、グループホームも含めて、障害のある人が暮らすための場の整備は重要であると考えられます。また、在宅での生活を継続するための支援も必要な部分でありますので、継続した支援も必要であります。入院・入所した後に地域に戻ってこられるよう、地域生活への移行への支援についても必要と書かせていただきました。障害福祉といたしまして、主にサービス提供の部分です。こちらに関しまして、地域で暮らしていくために必要なこととして挙げさせていただいておりますのが、サービス提供に関連する人材不足・人員不足です。また、アンケートの中でも意見としてあった、サービスを受ける事業所へ行くための移動支援がないという現状もあり、サービスを受けるための移動支援も取り組みの推進が必要になってくるという風に考えております。すみません、修正がございましたのを失念しておりました。住まいの場のアンケートの3つ目「施策群」と修正させていただければと思います。続きまして、左下の相談支援について必要なことといたしましては、アンケートで、相談をする先がないと回答する方が、少ないながらも一定いらっしゃる状況で、精神障害の方では、全体と比べて多い実情もあり、やはり相談先がない方を0にしていくための相談体制の充実が重要になってくるという風に考えております。また、相談支援への希望として、医療面の相談や専門職への相談が挙がっており、そういった部分の充実も求められています。助け合い支え合いの部分に関して、地域で暮らしていくために、やはり助け合いや支え合いは重要であり、そのためにまずは関わりを持つことが重要であると考えられます。先ほどもコロナによって関わりが少なくなってきたところをどうやって戻していくかというようなお話もありましたけれども、各種活動への参画や交流をもう一度再開していくための支援が重要なポイントであると考えられます。雇用・就労に関する部分で必要なこととして書かせていただいておりますのが、アンケートの結果として、一般就労を希望する方が6割を超える結果となっている所から、一般就労への希望が高まってきている中で、一般就労へ移行できるような支援を進めていく部分が重要であると考えられます。働きやすい環境作りとしての、理解の促進や柔軟な働き方の推進といった環境整備も、必要なものとして記載させていただいているところです。

	<p>もう一度、骨子案に戻っていただきますが、今の計画の基本理念が「障害のある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち 南丹市」となっておりまして、新しい計画の策定にあたり、基本理念の変更案をお示ししております。A案が「障がいのある人もない人も、誰もが互いに尊重し合いながら共生するまち 南丹市」として共生の言葉を残しつつ、尊重し合うという言葉を入れた案となっております。また、B案が「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるまち 南丹市～みんなが役割を持ち、自己実現できる社会を目指して～」として、「自己実現」の言葉を用いた案を出させていただいております。基本理念に関して、使う言葉やキーワード等について委員の皆さまからご意見やアイデアをいただけますと幸いです。私の方から説明は以上となります。</p>
事務局	<p>続いて、骨子案の2ページ目をご覧ください。</p> <p>現行計画の施策体系を示しておりますが、基本目標については次期計画においても概ね現行のものを踏襲する予定です。基本施策、各事業項目については、本日委員の皆様からいただけるご意見を伺いまして、それらをどのように盛り込んでいけるかを事務局で持ち帰り検討し、次回の協議会で計画の素案として、改めてお示ししたいと思っております。ですので、本日の協議会では、骨子案の1ページ目に記載のアンケート結果や国の基本指針、資料⑤の地域共生社会のイメージ図、そして事前に配布しておりました資料などから、南丹市ではどのような取組がさらに必要なのか、どのような支援が必要と考えられるのか、委員の皆様が感じられることなど、基本施策の素案を作成するためのご意見としていただけたらと思っております。</p> <p>骨子案2ページ目の右下の基本指針における成果目標については、国から示される数値的な目標項目が出てくる予定ですので、次回の素案で数値目標としてお示しさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、吉川研究員から説明のありました、基本理念であるA案とB案についても協議いただきたいと思います。</p> <p>以上、事務局からの説明とさせていただきます。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。
A委員	<p>資料④-4の施策シートに記載のある内容に違和感があるのですが、12ページの成年後見制度に関する項目で、市では「市民後見人」が誕生しているのですが、そこに一切触れていない。プラスして、社協の事業としても「法人後見」がスタートしている状況。住民にとって非常に重要な、待望の取組であると思う。ぜひこのことを取組状況に明記していただきたい。記載がないのは不自然であると思う。</p> <p>また、資料④-5に関して、成果目標の「地域生活支援拠点」が令和4年度から整備されたとのことであるが、圏域のどこに、どのようなものが設置されたのか、施設の名称等についても教えていただければと思う。</p> <p>もう1点、資料⑥の台帳に関するアンケート結果について、市の方で災害弱者と</p>

	<p>して配慮を要する人を設定して、その方たちを制度の対象にしたのだと思うが、手上げ方式となっており、登録率も低くて半分もない状況。アンケート結果の中ですでに登録している人は25%くらいにとどまっている。「登録したい」という人をもっと増やして行ってほしいと思うし、配慮が必要であると考えられる人の中に登録したくない人がいるのは、良いことではないと思う。登録したくないを登録したいに変えるために、努力して取り組んで行ってほしい。</p>
事務局	<p>成年後見に関する部分については、所管課と確認し、記載内容について検討をさせていただければと思います。また、計画内容としても現状や課題を記載する部分がありますので、こちらについても検討を進めさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、地域生活支援拠点について、ご説明させていただければと思います。この地域生活支援拠点には、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりという5つの機能を持つもので、8050問題や、障害の重度化、そして親亡き後といった新たな課題に対応するためのものとして整備が進められているところでございます。圏域における2市1町においては、社会資源に限りがあることから、地域における複数の機関が分担してこれらの機能を担う、「面的」な整備を行いました。</p> <p>南丹市では、「京都太陽の園」の方に、相談支援や緊急時の受け入れ先としての機能を持っていただき、拠点の1つとして設置させていただいております。亀岡市では「松花苑」「亀岡福祉会」「花ノ木医療福祉センター」にて、相談支援や緊急時の受け入れに重点を置きながら取り組んでいただけるよう、整備を進めています。</p> <p>サービスとしては、相談や緊急時にサービスが使われたときに、拠点としての登録を受けている事業所において加算され、報酬が入るような制度となっております。現状として、南丹市では、地域生活支援拠点を使ったケースは今のところ無く、亀岡市では数件あったとの報告を受けています。京丹波町では、緊急対応が必要となったケースがあったようですが、障害のある方の環境を変えることも難しく、利用には至らなかったとのことでした。まだまだ、絵に描いた通りの支援を実施していくのは難しい面もありますが、圏域での運営会議も実施していきながら、より使いやすいものにしていければと考えています。</p> <p>次に、支援台帳に関しまして、前回の協議会においても、登録については手上げ方式なのはいかがなものかといったご意見もありました。所管課に確認しましたところ、方式の変更はしないとのことでしたが、手上げが無いからといってそのまま放置するというわけではなく、登録に係る再勧奨も行っております。また、台帳に登録することで実際どのような支援に繋がってもらえるのか、ただ登録を促すだけではなく、登録後についても制度に関する正しい認識が広まるよう周知に向けて所管課と連携して取り組んでまいります。</p>
B委員	<p>今ご意見のあった、制度の登録人数を増やすことについては、大きな問題提起</p>

	<p>であると思いますし、制度について対象となる方がどれくらい知っているのかということも重要なポイントであると思います。</p> <p>この協議会としては、今の問題に対して課題は何か、何を解決していくべきなのかをこの場で明確にしていくことも大事であると思います。周知が課題なら、それをどう取り組んでいくのか、行政がすべきことは何か、団体がすべきことは何か、そういったことが明確になると、団体の代表者が集まっている場でもありますので、協議会から発信して始めていくこともできると思います。情報提供の手法の1つとして、各団体で学習の機会づくりを進めていくこともできればよいと思うし、効率的に知っている人、登録する人を増やしていくための方法を考えることも大事だと思います。</p>
A委員	<p>6月22日に当事者団体ネットワーク会議を開催して、様々な障害種の当事者が集まって話し合いを行ったところです。以前から申し上げているように、協議会の場へ提言をさせていただければと思っているところで、先日のネットワーク会議でも足並みはそろわなかったのではありますが、次回の協議会の場には、それぞれの団体が課題をピックアップして、当事者団体ネットワーク会議の名前で提言していければと考えています。</p>
会長	<p>制度について、まずは認知度を上げていくこと、認知を広めることが一番の課題であろうと思います。事務局の方でも担当課との調整をいただいて、また、アンケート結果についても洗い出させていただいて、団体でできることや行政でできることを明確にし、それぞれで動いていければと思います。</p>
事務局	<p>本日の意見について持ち帰らせていただき、担当の所管課を含め、協議を進めさせていただきたいと思います。また、各団体の皆様にも協力依頼をすることがあると思いますので、その際はよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>骨子案のなかで、基本理念について2つの案が出されていますが、委員の皆様のご意見はあるでしょうか。</p>
B委員	<p>解釈の仕方にもよるかなと思う部分もありますし、皆さんそれぞれご意見があるかと思いますが、私の意見としては、A案は「共生するまち」B案は「安心してらせるまち」がポイントであると思います。そして、「安心」が目的であり、「共生」というのは、そのための手段ではないかと思います。国は、共生社会が目的なのかもしれないけれど、地域での暮らしを考えると、やはり誰もが安心して暮らしていきたいという思いがあるだろうと思います。また、サブタイトルは少しくどいように思うので、私の意見はB案のサブタイトル無しとさせていただければと思います。</p>
会長	<p>やはり基本理念なので、「安心してらせるまち」が根底にある方が良いかとも思います。他にご意見はあるでしょうか。</p>

C委員	<p>共生するまちができて、最終的に安心して繋がればいいと思います。また、「ともに」の部分「と」が重なるので、読点を付けるか漢字にするかしてもらえたらと思います。</p>
会長	<p>確かにそうですね。読みやすくなると思います。ちなみに、事務局としては、本日の会議でどちらかに決まった方が良いのですか。</p>
事務局	<p>この場で決めていただくのは難しいとも思いますし、本日はご意見を賜ればと思っております。持ち帰り、引き続き事務局の方で検討したいと思います。</p>
会長	<p>では今のご意見を持ち帰って、検討いただければと思います。</p>
D委員	<p>膨大な資料をいただき、色々と議論する箇所もあると思いますが、何点かコメントさせていただければと思います。</p> <p>まず、骨子案の2ページの右下に記載の、成果目標に関して、「強度行動障害」に関する項目が新規となっている理由や背景がありましたら教えていただければと思います。また、南丹市における強度行動障害がある方がどれくらいいらっしゃるかという部分も分かれば教えていただければと思います。</p>
榑ぎょうせい	<p>障害の種類の多様化に関連して、強度行動障害についても、国の障害者部会において多くの議論がなされております。特に強度行動障害は、対応が難しく、対応する人員についても多く必要である状況があり、そういった部分にも関連して、国の方でさらに支援を強化していく方針が立てられているところです。それに伴い、成果目標が新しく立てられている状況です。</p>
事務局	<p>強度行動障害がある方の人数については、現時点では数値を持ち合わせていないのですが、支援区分として行動障害に区分される方の、点数が10点以上の方の人数がそこに対応する人数かと思うので、数字として出すことが可能かと思っております。</p>
D委員	<p>強度行動障害については、割と最近取り上げられている項目で、国でも正確な人数は把握されておらず、全員で8,000人程度というようにはっきりとした数字は無い状況です。これが市町村では把握はさらに難しい部分だろうと思います。</p> <p>強度行動障害は対応の難しさも言われていますが、それに加えて、家族と暮らしている方が多い状況があり、家族でのケアが限界にあるという部分も課題の1つとしてあります。地域で自立した生活をしていくために、グループホームへの入居を検討しても難しく、拒否されたり断られたりするケースも見受けられるようです。重要な課題であると同時に、こういった部分については、ニーズの把握を丁寧に行っていないと、支援体制を作っていくのは難しいだろうと思います。ニーズの把握についても、今後考えていってもらえればと思います。</p> <p>次に雇用・就労に関して、福祉的就労から一般雇用への流れは、政府からも強化されており、一般就労の希望やニーズも増えてきている状況です。また、それ</p>

に関連する法律も強化されています。これらのことから、雇用・就労の人数は上がってはきているけれど、やはり数だけでは見えてこない部分もあるだろうと思います。データからみると、身体については高齢者が多いので、知的・精神、特に精神については、働く年齢層の方が多く、ターゲットとして重要なポイントとなると思います。しかし、一般の雇用となると、できる仕事がない、作業の難しさといった課題が現実としてあるだろうと思います。こういった課題の解決に向けて、どのような取り組みが必要なのか、個々のケースでの検討を含めて、支援策を考えることが重要であると思います。また、法定雇用率についても、段階的に引き上げられる措置が取られており、企業側、特に中小企業にとっては、負担感の増加があります。一般就労を促していく中で、就職することだけを目標にするのではなく、支援する側、受け入れる側への支援も必要であると思うので、そういった部分もあわせて検討して欲しいと思います。

また、地域移行に関する部分で、「住まいの場」という言葉が使われているので、それを使いますが、アンケート結果として「家族と暮らしたい」という回答する方が6割いる一方で、残りの4割はどのような暮らしを希望しているのかについても考えていくことが必要であると思います。現在は、療養介護等を利用して過ごしている障害児の方で、今は問題なくても、今後、親が高齢化していく中でさらなる問題も出てくるだろうと思います。現状としては、家族での暮らしを希望していても、年齢が上がった際には自立していくことを希望する方もいるだろうと考えられます。住まいの場が確保できない理由の1つに、強度行動障害がある可能性もありますし、待機期間の長期化も課題だと思います。そういった暮らしの面での子どもの自立に向けた支援もあわせて考えていくことが必要で、将来を考えるとときに住まいの場を資源として地域で確保できるのか、整理しておくことも大事だと思います。京都市では、そういった場への待機者に関する調査ができていないことが課題として挙がっていて、グループホームや入所施設の待機者について、現在研究チームが調査を実施しているところでした。以前資料として送付いただいた国の資料の中にも「新たな入所者のニーズ把握」という表記があります。住まいの場の地域移行と合わせて、個人のニーズに合わせた入所のニーズも確認していくことも必要だと思います。

最後に、災害時の支援に関するものですが、台帳の登録を行うことで、どういった支援ができるのか、実際の災害時にどういった行動がとれるのかといった詳細について取りまとめる個別の支援計画が必要だろうと思います。東日本大震災のときも、障がいのある人は無い人に比べて、死亡者が3倍以上となっているデータもあります。また、あわせて調査されていることとして、福島県・岩手県・宮城県で比較した際に、宮城県の障害者の死亡率が高いことが明らかになっています。宮城県では、ノーマライゼーションの理念のもと、地域での暮らしへの移行を頑張って取り組んでいたとのことで、福祉としては大変評価されていました。しかし、災害時に関してはかなり劣悪な環境に陥ってしまっていたとのことで、地域での暮らしを推進する際には、災害時の対応についても合わせて考えて

	いくことが大事な部分であると思います。台帳での登録をすることにプラスして、有事の際を想定した訓練として、こういった行動を取れるのかについて日頃から確認をしておくことが必要であると思います。
会長	事務局として、今の意見を計画にどのように繋げていくのか、意見を参考に、計画策定を進めていただければと思います。
A 委員	私自身も当事者として、一番心配していることがありまして、一人暮らしの方、障害を持ってひとりで暮らしている方のことを心配しています。それについて、障害者福祉のあんない版の中に、「自立生活援助」というサービスが載っておりまして、これはいわゆる見守りのサービスで、定期的に訪問して状況を把握するようなもので、ありがたいサービスであると思いますし、みんなに受けてほしいと思うサービスです。しかし、事業所のリストには、このサービスを提供している事業所の記載が無いので、提供している事業所が圏域にないということだと思います。我々が使いたいと望んでもこのサービスを受けられないという状況にあるということだと思います。調べてみたら、京都市にはサービスを提供する事業所がありました。圏域の事業所においても、このサービスの提供をしてもらえるように、お願いできればと思います。
会長	現状として、実際にこのサービス事業を運用している事業所は、市には無い状況ですね。新たなサービス提供は、事業所の努力も必要になってくるので、難しいところもあるとは思いますが、各事業所でサービス内容を確認して実施できるかを検討していくことも大事だと思います。また、こういう事業があるのだということを、行政としても各事業所に周知して行って、事業所で考えていけるようなきっかけ作りも大事だと思うので、考えていただければと思います。
事務局	ネットワーク会議も含めて、各事業者さんと連携しながら、そういったサービスがあるということも含めて、情報提供を進めていきたいと思っています。
E 委員	雇用や就労に関する現状についてお話しさせていただければと思います。求職者といたしましてもやはり精神障害がある方が一番多い状況です。また、精神障害がある方の課題として、長時間労働が難しいということがあります。6時間、8時間の長時間労働が難しい。しかし、一般就労となると短時間労働では受け入れる側としても対応が難しく、企業も悩ましいところだろ思います。その中でA型の事業所は基本的に4時間の就労なので、精神障害者の受け皿となっています。圏域内では亀岡市に3か所ございまして、南丹市からも通ってらっしゃいます。しかし、南丹市内にはないので、そういった整備についても検討していくことが大事なのかなとは思いますが。A型は事業継続が難しいとも言われており、新規参入はあっても継続できなかったという事業所もあります。そういった部分への支援もしていければと思います。
F 委員	地域生活支援拠点に関連して、先日、家族が亡くなってパニックになってしま

	<p>った方のご対応についての相談がありました。その方への対応を考えていく中で、亡くなられたご家族、親御さんなんですけれども、その方以外の家族関係がわからず、親以外の親戚やきょうだいといった関係がわからず困ったというケースもありました。日頃のアセスメントの重要性を改めて感じた事例でした。相談員だけでなく、関係機関も含めて、その人の環境ごとしっかりと把握することが大事だと思いますし、そういった連携を図っていければと思います。</p> <p>また、台帳の登録に関して、東日本大震災のときに知的障害のお子さんをもつ親が避難を拒否して亡くなられたというニュースも聞きます。そういった事例を無くすためにも、台帳の登録だけでなく、どこに誰が住んでるかといった把握も大事だと思います。また、アンケート結果を見て、台帳に登録したくない背景や理由は何だろう、とも思いました。さらに、避難に関しては、避難した先での支援も必要だと思います。障害のある方は避難所のおいがダメだったり、音がダメだったり、避難所で過ごすことが出来ず、他の場所で過ごさざるを得なくなる方もいらっしゃると思います。障害の特性に応じた環境整備も含めて把握して、配慮していけるような避難支援をしていくことが重要であると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>個人に対して、チームで支援していくことの大事さについて、ご意見いただきました。複数の事業所や関係者での連携を進めて、本人の背景や状況をしっかりと全体で共有して、支援に繋げていけるように、支援策の検討に必要な部分を考えていけるといいと思います。支援チーム作り、今後とも頑張りたいです。</p>
<p>G委員</p>	<p>支援学校に通っている児童生徒の生活に関連して、困り感を抱えていることについてお話しさせていただければと思います。</p> <p>まず1点目として、丹波支援学校に通う児童生徒は、毎年10人規模で増えている状況です。学校への通学はスクールバスを利用いただいているのですが、人数が増えることで回り切れずピックアップするのが大変な状況があります。また、保護者にバス停まで送ってもらうなどのご協力をいただいているのですが、支援学校は9時に学校が始まるので、バスの運行もそれに合わせてさせていただくと、お仕事をされている保護者からすると、時間が遅いので仕事の開始時間との調整が難しいというご意見も伺っております。そういった部分への支援も考えていければと思います。</p> <p>2点目として、不登校の児童生徒が支援学校でも増えている状況です。学校では実習等を通して、お仕事とのマッチングを行い、就職支援を実施したりしているのですが、学校に来れないと、職場実習も難しく、そういったものに参加できずそのまま卒業してしまう生徒もいます。また、卒業できず、中途退学となってしまう生徒もいて、そういった際は福祉と繋がれない、支援から漏れ落ちてしまう可能性が高く、そういった生徒へどういったフォローをしていけるのか、心配な部分が大きいです。</p>

<p>会長</p>	<p>支援学校に在籍する間は、不登校の生徒に対しても手を差し伸べてくださって支援に繋げることができる状況にあります。途中で辞めてしまう子については、福祉に繋がれない、連絡も取れなくなってしまうか、制度の狭間とも言われていますが、そういった子たちへの支援も考えていく必要がある課題であると思います。そういったケースが南丹市にどれくらいあるのか、そして、どうアプローチしていけるのかについて考えていくことも必要であると思います。</p> <p>他に、ご意見やご質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、続いて、その他事項(1)から(3)について、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>共同受注窓口について、「つむぐ」のパンフレットをご覧ください。市内の就労支援事業所同士の協議の場を目的に、就労支援ネットワーク会議を設立しており、現在12の事業所が参加をされています。</p> <p>この会議において、工賃アップや就労の場の確保に向けたひとつの手段として、共同受注窓口を開設し、このパンフレットを作成しております。この会議の事務局は、京都太陽の園に業務委託しております。事務局を中心にパンフレットを活用しながら広報啓発に努めていただいております。そして、この就労支援ネットワーク会議により、就労支援分野の事業所が課題を共有しながら協議できる場が整っており、販路拡大にも活かせる土台ができていると考えております。</p> <p>また、共同受注窓口の開設により発注先がわからないといった消費者や、ひとつの事業所では対応できない大口受注を逃さない仕組みづくりにも努めていただいております。委員のみなさまにもぜひご利用いただくとともに、お知り合いの方にも広めていただくなど、この取組へのご協力をお願いいたします。</p> <p>続きまして、黄緑色の冊子、障がい者福祉のあんない版をご覧ください。この冊子は、制度をわかりやすく周知するため、窓口での案内や相談支援業務に活用しております。各種制度や事業所の情報などが一望できますので、施策検証に活用することも想定し、自立支援協議会の監修を経て平成28年度より毎年作成をしております。</p> <p>冊子については、制度改正等に応じて今後も毎年度、更新する予定であり、大幅な修正があった場合は協議会の監修を経て更新し、軽微な修正は社会福祉課で更新をいたします。いずれの場合でも、委員のみなさまには新しい冊子を配布いたしますので、今年度においてもお目通しをいただき、お気づきの点があればいつでもご意見いただきたいと思っております。</p> <p>次に、黄色の冊子、当事者団体加入のすすめをご覧ください。「はじめに」の6行目で記載をしておりますが、「同じ悩みをもつ方同士がお互いにわかちあい、学びあい、支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる」といった趣旨で、次のページの目次にある6団体の皆様と作成をしております。各団体の趣旨と主な活動、対象者、加入手続き、会費、連絡窓口を記載しており、こちらも毎年更新をしております。委員の皆様にも当事者団体への加入促進にご協力をいただきますよう併せてお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>事務局の説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。 特にないようですので、各委員さんや事務局から何かございましたらお願いします。 特にないようですので、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には、長時間、慎重にご審議をいただきましてありがとうございます。</p>
<p>司会</p>	<p>円滑に議事を進めていただき、ありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえて、計画策定を進めてまいります。それでは、閉会にあたりまして中井副会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>本日も暑さの厳しい中、お集まりいただき、また、慎重審議をいただきましてありがとうございます。本日の取りまとめについて、事務局の方でしていただき、今後の取り組みに繋げていってください。 コロナが5類に移行してはいますが、完全にマスクを外せるようにはなってはいないので、皆さんも健康にご留意いただきまして、また、マスクの無い生活になればと思います。本日はありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、以上をもちまして、南丹市地域自立支援協議会を閉会いたします。次回の開催は、10月を予定しております。委員のみなさまには、日程が決まりましたら改めてご案内させていただきますのでよろしくをお願いいたします。 本日は、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございました。</p>